

令和2年 第2回定例会

大仙美郷介護福祉組合議会会議録

令和2年11月30日 開会

令和2年11月30日 閉会

大仙美郷介護福祉組合議会

令和2年第2回大仙美郷介護福祉組合議会定例会
議 事 日 程

令和2年11月30日（月曜日）午後1時30分開議

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議長報告 例月出納検査結果

1 報 告

日程第4 議案第11号 専決処分の承認を求めることについて

2 規 約

日程第5 議案第12号 秋田県市町村総合事務組合理約の一部変更について

3 条 例

日程第6 議案第13号 大仙美郷介護福祉組合監査委員に関する条例の一部改正について

日程第7 議案第14号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

日程第8 議案第15号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

4 決 算

日程第9 議案第16号 令和元年度大仙美郷介護福祉組合歳入歳出決算の認定について

5 予 算

日程第10 議案第17号 令和2年度大仙美郷介護福祉組合特別会計補正予算（第2号）

出席議員（8名）

- 1番 大山利吉君
- 2番 挽野利恵君
- 3番 熊谷隆一君
- 4番 小笠原昌作君
- 5番 高橋敏英君
- 6番 藤原政春君
- 7番 澁谷俊二君
- 8番 金谷道男君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- 管理者 老松博行君
- 副管理者 松田知己君
- 代表監査委員 坂本昇一君
- 大仙市社会福祉課長 佐藤和博君
- 美郷町福祉保健課長 齊藤敦子君
- 事務局長 藤澤健吾君
- 真昼荘所長 佐藤多万喜君
- 真木苑所長 安達京子君
- 真森苑所長 山田喜明君

職務のため出席した者の職氏名

- 書記 佐藤 巧
- 書記 辻 真紀

- 議長（金谷道男君）
定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第2回大仙美郷介護福祉組合議会定例会を開会いたします。

（午後1時30分 宣告）

- 議長（金谷道男君）
管理者から招集のあいさつがあります。老松管理者。

- 管理者（老松博行君）

はい、議長。

- 議長（金谷道男君）

老松管理者。

- 管理者（老松博行君）

本日、令和2年第2回大仙美郷介護福祉組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

初めに、任期満了に伴う美郷町町長選挙におきまして、松田知己町長が5回目の当選を果たされましたことに対しまして、心からお祝いを申し上げたいと思います。松田町長には、互選により11月28日付けで、引き続き、当組合副管理者に就任していただいております。今後ともご指導、ご協力をお願いいたします。

さて、今次定例会におきまして、ご審議をお願いいたします案件は、専決処分報告1件、単行案1件、条例案3件、令和元年度決算認定1件及び補正予算案1件の合計7件であります。

この後、各案件につきまして事務局に説明させますので、よろしく、ご審議のうえ、ご承認並びにご認定賜りますようお願い申し上げます。

それでは、この場をお借りいたしまして、当組合の諸般の状況等につきましてご報告させていただきます。

はじめに、総務部局関係について申し上げます。

職員採用試験の結果、看護師1名、介護士の職務経験者4名、介護士の新卒者2名の合計7名を合格とし、令和3年4月1日付けで採用することとしております。なお、出身市町別内訳は、大仙市4名、美郷町2名、秋田市1名となっております。

次に、介護サービス関係について申し上げます。

国の第二次補正予算に基づく新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業につきましては県補助金を活用いたしまして、必要な工事や備品等の購入を行い、感染症対策の一層の強化を図っております。

このことにつきましては、8月31日付けで補正予算を専決処分いたしました後、事務局から補助金の活用状況等についてご説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

また、各施設における改修工事についてであります。真昼荘の食堂ホール照明設備更新工事が9月17日に、真森苑の空調設備改修工事が11月24日にそれぞれ完了いたしております。

以上、主要事業の進捗状況並びに諸般の状況につきましてご報告申し上げましたが、今後とも圏域住民並びに議員各位のご理解とご支援を賜りますようお願いを申し上げます。招集のあいさつとさせていただきます。

- 議長（金谷道男君）

これより、本日の会議を開きます。

- 議長（金谷道男君）

今回の会議に説明員として出席を求めた者は、お手元に配布の名簿のとおりであります。

- 議長（金谷道男君）

今回の会議録書記に、次の者を任命します。書記、佐藤巧君、書記、辻真紀さん。

- 議長（金谷道男君）

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○ 議長（金谷道男君）

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第67条の規定により、

5番 高橋敏英君

6番 藤原政春君

を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○ 議長（金谷道男君）

日程第2、「会期の決定」の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし）

○ 議長（金谷道男君）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

日程第3 議長報告

○ 議長（金谷道男君）

日程第3、「議長報告」を行います。

代表監査委員から、例月出納検査結果が提出されておりますので、その写しを皆様のお手元に配布しております。これをもって報告に代えさせていただきます。

日程第4 専決処分の承認を求めることについて

○ 議長（金谷道男君）

日程第4、議案第11号「専決処分の承認を求めることについて」を上程し、議題といたします。

○ 議長（金谷道男君）

提案理由並びに内容の説明を求めます。

事務局長。

○ 事務局長（藤澤健吾君）

はい、議長。

○ 議長（金谷道男君）

事務局長。

○ 事務局長（藤澤健吾君）

議案第11号、専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

資料No.1の5ページをお願いいたします。

この補正予算は、国の第2次補正予算を受け、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業が創設されたことに伴う県補助金に係るものであり、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ1,811万6千円を追加し、補正後の予算総額を10億6,651万6千円とするものであります。

それでは、事項別明細書に基づきまして、歳入から順次ご説明申し上げます。

12ページをお願いいたします。

8款、県支出金を新設し、1,811万6千円の計上であります。

次に歳出についてご説明申し上げます。

14ページをお願いいたします。

2款、民生費は、115万円の増額補正であります。

内容といたしましては、職員に対する慰労金として報償費が10万円、感染症対策費として、需用費、工事請負費、備品購入費合わせて105万円を計上したものであります。

18ページをお願いいたします。

3款、サービス事業費は、1,696万6千円の増額補正であります。

内容といたしましては、職員に対する慰労金として報償費が825万円、感染症対策費として、需用費、工事請負費、備品購入費合わせまして871万6千円を計上したものであります。

次に、資料6をお願いいたします。

この補助事業の制度をまとめたものになります。

従事者への慰労金として1人当たり5万円の補助金が交付され、対象者は、167人、算定額は835万円で、10月12日に対象者に支給しております。また、感染症対策に係る費用として、各事業の定員等に応じ、総額で976万6千円が交付されております。

この補助金の交付に即応し、緊急対策の趣旨に基づき出来るだけ速やかに執行する必要がありますので、8月31日付けで専決処分することとしたものでございます。なお、感染症対策の内容につきましては、表に記載のとおり、マスク、消毒液等といった備蓄消耗品類の購入、手洗い洗面台の増設等工事の実施、出入り口に設置する体温検知器等の備品購入であります。

以上、議案第11号につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○ 議長（金谷道男君）

提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（なし）

○ 議長（金谷道男君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論に入ります。討論ありませんか。

（なし）

○ 議長（金谷道男君）

討論なしと認めます。議案第11号についてこれより採決をいたします。

お諮りいたします。議案第11号について、承認することにご異議ございませんか。

（異議なし）

○ 議長（金谷道男君）

異議なしと認めます。よって、議案第11号、「専決処分の承認を求めることについて」は、承認することに決定いたしました。

日程第5 秋田県市町村総合事務組合同規約の一部変更について

○ 議長（金谷道男君）

日程第12、議案第12号「秋田県市町村総合事務組合同規約の一部変更について」を上程し、議題といたします。

○ 議長（金谷道男君）

提案理由並びに内容の説明を求めます。

事務局長。

○ 事務局長（藤澤健吾君）

はい、議長。

○ 議長（金谷道男君）

事務局長。

○ 事務局長（藤澤健吾君）

議案第 12 号、秋田県市町村総合事務組合同規約の一部変更についてご説明申し上げます。
資料No.1 の 23 ページ、併せまして資料No.5 の 1 ページをお願いいたします。

本案は、秋田県市町村総合事務組合の構成団体であります能代市山本郡養護老人ホーム組合から、能代市と藤里町が脱退することに伴い、令和 3 年 4 月 1 日から、同組合の名称を三種・八峰養護老人ホーム組合に改めることとなったため、秋田県市町村総合事務組合の規約を変更する必要があり、関係地方公共団体である当組合におきましても、地方自治法第 290 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第 12 号につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○ 議長（金谷道男君）

提案理由並びに内容の説明が終わりました。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
(なし)

○ 議長（金谷道男君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○ 議長（金谷道男君）

これより討論に入ります。討論ありませんか。
(なし)

○ 議長（金谷道男君）

討論なしと認めます。議案第 12 号についてこれより採決をいたします。
お諮りいたします。議案第 12 号について、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
(異議なし)

○ 議長（金谷道男君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 12 号、「秋田県市町村総合事務組合同規約の一部変更について」は、原案のとおり決しました。

日程第 6 大仙美郷介護福祉組合監査委員に関する条例の一部改正について

○ 議長（金谷道男君）

日程第 6、議案第 13 号「大仙美郷介護福祉組合監査委員に関する条例の一部改正について」を上程し、議題といたします。

○ 議長（金谷道男君）

提案理由並びに内容の説明を求めます。
事務局長。

○ 事務局長（藤澤健吾君）

はい、議長。

○ 議長（金谷道男君）

事務局長。

○ 事務局長（藤澤健吾君）

議案第 13 号、大仙美郷介護福祉組合監査委員に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

資料No.1 の 27 ページ、併せまして資料No.5 の 1 ページ下段をお願いいたします。

本案は、地方自治法の一部改正に伴う所要の技術的整理を行うものであります。

1 点目につきましては、地方自治法の条項が増えたことに伴い、条例中に引用している地方自治法の規定にずれが生じたことについての整理を行うこととするものであります。

2 点目につきましては、地方自治法におきまして、監査基準の公表、監査委員による措置の勧告に係る公表等の規定が追加されたことに伴い、条例中の引用条項にも同様の整理を行うこととするものであります。

3点目につきましては、監査に関する公表について、本組合の公告式条例を適用できるよう、字句の整理を行うものであります。

施行期日は、公布の日からとするものであります。

以上、議案第13号につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○ 議長（金谷道男君）

提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（なし）

○ 議長（金谷道男君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○ 議長（金谷道男君）

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（なし）

○ 議長（金谷道男君）

討論なしと認めます。議案第13号についてこれより採決をいたします。

お諮りいたします。議案第13号について、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（異議なし）

○ 議長（金谷道男君）

異議なしと認めます。よって、議案第13号、「大仙美郷介護福祉組合監査委員に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決しました。

日程第7 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

○ 議長（金谷道男君）

日程第7、議案第14号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について」を上程し、議題といたします。

○ 議長（金谷道男君）

提案理由並びに内容の説明を求めます。

事務局長。

○ 事務局長（藤澤健吾君）

はい、議長。

○ 議長（金谷道男君）

事務局長。

○ 事務局長（藤澤健吾君）

議案第14号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてご説明申し上げます。

資料No.1の31ページ、併せまして資料No.5の2ページをお願いいたします。

本案は、人事院勧告に基づく国の一般職の職員の給与改定等にかんがみ、本組合一般職の職員等の給与について、所要の整備を行うものであります。

今般の改正は、期末手当支給率の引き下げのみとなっております。

令和2年度に係る改正につきましては、12月期の支給率を0.05月引き下げるものであります。

令和3年度に係る改正につきましては、6月期と12月期の支給率の均衡を図る調整を行うものであります。

本条例は、令和2年度に係る改正分につきましては、令和2年12月1日、令和3年度に係る改正分については、令和3年4月1日から施行することとしております。

以上、議案第14号につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認

賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（金谷道男君）
提案理由並びに内容の説明が終わりました。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
(なし)
- 議長（金谷道男君）
質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
- 議長（金谷道男君）
これより討論に入ります。討論ありませんか。
(なし)
- 議長（金谷道男君）
討論なしと認めます。議案第 14 号についてこれより採決をいたします。
お諮りいたします。議案第 14 号について、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
(異議なし)
- 議長（金谷道男君）
異議なしと認めます。よって、議案第 14 号、「一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について」は、原案のとおり決しました。

日程第 8 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

- 議長（金谷道男君）
日程第 8、議案第 15 号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」を上程し、議題といたします。
- 議長（金谷道男君）
提案理由並びに内容の説明を求めます。
事務局長。
- 事務局長（藤澤健吾君）
はい、議長。
- 議長（金谷道男君）
事務局長。
- 事務局長（藤澤健吾君）
議案第 15 号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。
資料No.1 の 35 ページ、併せまして資料No.5 は 3 ページをお願いいたします。
本案は、国の一般職の職員に係る特殊勤務手当に特例措置が定められたことにかんがみ、本組合一般職の職員についても、同様の特例措置を定めることとするものであります。
特例措置の対象となる作業は、新型コロナウイルス感染症から、圏域住民の生命及び健康を保護するために緊急に行われる措置に係る作業とし、手当の額は、従事した 1 日につき 3,000 円を基本とし、身体への直接接触や長時間にわたって接触する場合などは 4,000 円とするものであります。
本組合におきましては、これまでに対象となる事案が発生しておりませんので、本条例の施行期日は遡ることなく、公布の日からとするものであります。
以上、議案第 15 号につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。
- 議長（金谷道男君）
提案理由並びに内容の説明が終わりました。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
(なし)

- 議長（金谷道男君）
質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
- 議長（金谷道男君）
これより討論に入ります。討論ありませんか。
(なし)
- 議長（金谷道男君）
討論なしと認めます。議案第 15 号についてこれより採決をいたします。
お諮りいたします。議案第 15 号について、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
(異議なし)
- 議長（金谷道男君）
ご異議なしと認めます。よって、議案第 15 号、「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決しました。

日程第 9 令和元年度大仙美郷介護福祉組合歳入歳出決算の認定について

- 議長（金谷道男君）
日程第 9、議案第 16 号「令和元年度大仙美郷介護福祉組合歳入歳出決算の認定について」を上程し、議題といたします。
- 議長（金谷道男君）
提案理由並びに内容の説明を求めます。
事務局長。
- 事務局長（藤澤健吾君）
はい、議長。
- 議長（金谷道男君）
事務局長。
- 事務局長（藤澤健吾君）
ご説明申し上げます。
はじめに、お手元の資料No.2 の決算書と資料No.3 の決算説明資料を併せてご用意くださるようお願いいたします。
議案第 16 号令和元年度大仙美郷介護福祉組合歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。
今回ご審議いただく令和元年度の一般会計、特別会計歳入歳出決算につきましては、地方自治法第 233 条第 2 項の規定により、監査委員の審査をいただいたものであります。なお、審査結果は、提出されております審査意見書のとおりであります。
資料No.3 の 1 ページから 2 ページをお願いいたします。
会計別決算総括表に基づきまして、全会計の概況をご説明いたします。
金額は記載のとおりですので、読み上げを省略いたします。
歳入総額は、前年度比 7.6% の減であります。これは、構成市町負担金が減少したこと、また、財政調整基金繰入金が増加したことが主な要因であります。サービス収入につきましても、真森苑で通所介護事業を休止したことなどが減収要因となっております。
歳出総額は、前年度比 7.8% の減であります。これは、普通建設事業費の減少、また、職員 6 名の退職に伴う人件費の減少が主な要因であります。
歳入歳出差引額は、ただいま申し上げました歳入歳出の結果といたしまして、前年度比 11.7% の減であります。
次に列を右に 5 つ移動した積立金及び繰上償還金であります。前年度比 33.9% の減であります。全額が財政調整基金への積立金であります。
積立金取崩額は、前年度比 68.8% の減であります。これは、先に申し上げました人件費の減少に加え、真森苑で通所介護事業を休止したことに伴う所要の経費が減少したことに

よるものであります。

最後に実質単年度収支であります。前年度比で赤字が1,842万7,291円減少し、収支が改善したことを表しているものであります。

以上が概況であります。ここで今後の経営見通しについてご説明いたします。

令和元年度におきましては、インフルエンザの集団感染といった予期しない減収要素が発生したため、実質単年度収支の黒字化にはいたりませんでした。平成28年度に策定いたしました財政基盤強化計画における中長期の傾向として見れば、おおむね計画通りであるという評価をしておるところであります。

令和2年度におきましては、入院者数の状況などから、やや歳入が伸び悩んでおります。歳出の執行状況も勘案いたしますと、実質単年度収支の黒字化を図ることができるものと見込んでおるところであります。

次に、収支の状況につきまして、会計別にご説明いたします。

同じページの中段以降におきまして、それぞれの科目に対し、一番右側の列に前年度決算額に対する増減率を記載しておりますのでご覧願います。

はじめに一般会計についてご説明いたします。

まず、歳入であります。分担金及び負担金は5.8%の減であります。これは、地方債の償還が終了したことが主な要因であります。

繰入金は19.7%の減であります。これは、総務課の配置職員を1名減としたことに伴い、その人件費に対する特別会計からの繰入金が増減したものであります。

諸収入は2.5%の減であります。

これは、職員の福利厚生に係る保険事務取扱件数の実績に伴い、手数料収入が減少したものであります。

続いて歳出であります。議会費が1%の増であります。これは、費用弁償の内容を見直し、新たに車賃を支給することとしたことによるものであります。

総務費は19.1%の減であります。これは、総務課の配置職員を1名減としたことに伴う人件費の減少が主な要因であります。

公債費は5.3%の減であります。これは、地方債の償還が終了したことによるものであります。

次に3ページをお願いいたします。

特別会計についてご説明いたします。

まず、歳入であります。サービス収入が1.4%の減であります。これは、真森苑の通所介護事業を休止したことが主な要因であります。なお、真昼荘でインフルエンザ集団感染が発生した減収要素がありながらも、前年度比が6.2%の増となっておりますのは、前年10月から定員が10名増えたためであります。

分担金及び負担金は28.4%の減であります。これは、大規模改修等が少なかったことに伴い、その財源となる構成市町負担金が減少したものであります。

財産収入は31.2%の減であります。これは、資金繰りのため財政調整基金から現金を一時的に借りる、いわゆる繰替運用に係る利子収入であります。収支状況の改善に伴い、繰替運用が減ったことによるものであります。

寄附金は82.2%の減であります。これは、実績によるものであります。

繰入金は68.8%の減であります。財政調整基金からの繰入金であります。特に真昼荘では定員増により収入が増えたため、大きく繰入金が減少しております。

繰越金は656万1千円の増であります。

諸収入は3.8%の増であります。諸収入は、各受託事業、実習謝礼等の実績によるものであります。

次に歳出をご説明いたします。

5ページをお願いいたします。

総務費が16.3%の減であります。これは、改修工事等の減が主な要因であります。

前年度、構成市町負担金を充当したものといたしまして、真昼荘が定員増に伴う改修工事、真木苑がナースコール改修工事と送迎バス購入、真森苑が屋根塗装工事を実施しましたが、令和元年度につきましては、真木苑が実施した外壁塗装工事と真昼荘が実施したナースコール改修工事のみとなっております。

サービス事業費は 4.8%の減であります。これは、職員の退職に伴う人件費の減少が主な要因であります。

ケアハウス事業費は 7.2%の増であります。給食業務委託料の増に伴うものであります。

生活支援ハウス事業費は 7.5%の減であります。これは、秋田県市町村職員総合事務組合への特別負担金の減によるものであります。

公債費は 0.2%の減であります。これは、収支の改善に伴い、金融機関からの一時借入金が増えたため、返済時の利子が減となったものであります。

諸支出金は 33.9%の減であります。これは、財政調整基金積立金の減によるものであります。

予備費は 32.5%の減であります。

次に 7 ページをお願いいたします。

性質別歳出につきましてご説明いたします。

全体の 50.1%を人件費、36.2%を物件費が占める形となっており、今後もよほど大きな普通建設事業費がない限りは、基本的にこのような構成が続くものと考えられます。

次に 8 ページの財政調整基金の状況をご覧いただきたいと思っております。

③のグラフ、残高の推移であります。平成 12 年度から基金を設置し、平成 19 年度には 3 億 2,800 万円まで積み増ししております。その後、報酬改定等に伴い、令和元年度末残高では 6,650 万 4,179 円まで減少しております。おおむね、取崩しのピークは越えたものと判断しており、今後は、資金繰りの必要最低限である 2 億円を目途に積み増しを図って参りたいというふうに考えております。

次に 9 ページをお願いいたします。

介護サービス等事業の状況をご覧願います。

はじめに、施設介護サービス事業であります。真昼荘では、年間平均利用人数、年間平均稼働率ともに増加しております。これは、定員が平成 30 年 10 月から 10 名増となったことによるものであります。4 月から 5 月にかけて、インフルエンザの集団感染が発生したため、実績が低くなっております。退所人数は年々増加傾向にあり、体力低下、食事摂取不良等により、平均在所期間も 3 年未満になってきております。

年間平均空床日数は、退所から新規入所までの日数を表したものでありますが、退所者の増加に伴って 6.4 日増えております。

次に真木苑ですが、年間平均利用人数、年間平均稼働率ともに、ほぼ前年度と同様であります。退所人数が減少したことに併せ、入所に係る面接等の手続きを退所者が発生する前に実施する取り組みに力を入れ、年間平均空床日数が 3.4 日減少いたしました。

次に真森苑ですが、年間平均利用人数、年間平均稼働率ともに減少しております。

これは、退所人数が前年度比で 18 名増となったことが要因であります。施設で看取りになる方もおられますが、多くは入院を経て退所されるため、退所人数の増に比例し入院も多くなっております。年間平均空床日数が 12 日の増となりましたのも同様の理由であります。

続きまして通所介護事業であります。実施しているのは真木苑のみであります。年間平均利用人数、年間平均稼働率ともにわずかに減少しました。これは、施設入所等へ移行する方が増えていることによるものであります。利用登録者は、77 名全員大仙市の方となっております。

続きまして居宅介護支援事業であります。こちらも実施しているのは真木苑のみであります。相談件数、認定調査件数は増加、介護予防件数は 1 件減となりました。ケアプラン件数が 101 件減少しておりますが、これは、施設入所になるとその施設のケアマネージ

ヤーにケアプラン作成が移行いたしますので、そのためであります。利用登録者は、大仙市、美郷町のほか、秋田市、横手市、由利本荘市となっております。由利本荘市のジョウの字に変換ミスがありました。訂正いたします。

続きましてケアハウス事業であります、こちらも実施しているのは真木苑のみであります。年間平均入居人数、年間平均稼働率ともにわずかに減少いたしました。入居者は、大仙市、美郷町のほか、秋田市、仙北市からいらっしゃっております。

続きまして、高齢者生活支援ハウス事業であります、実施しているのは真森苑のみであります。年間平均入居人数、年間平均稼働率ともに減少しております。これは、二間続きの夫婦部屋が1室ありますが、需要がなく空室が続いていることが要因となっております。入居者は、大仙市と美郷町の方であります。

次に、決算書の事項別明細書に基づきまして、収入未済や不用額等の内容をご説明いたします。

はじめに一般会計につきまして、資料No.2の12ページをお願いいたします。

歳入であります、一般会計では収入未済はございません。

14ページをお願いいたします。

歳出であります、2款1項1目、一般管理費の1節報酬で、令和元年度から新たに、産業医報酬として240,000円を支出しております。

前年度に組織改編を行い、真木苑内に事務局総務課を設置し、職員を集約したため、労働安全衛生規則の規定に基づき、真木苑が常時50人以上を使用する事業場となり、産業医の設置要件に該当することとなったことと併せ、職員のストレスチェック等の新たな制度が実施されていることも踏まえ、嘱託の産業医契約を行ったものであります。なお、産業医として選任いたしましたのは、大曲リハビリテーションクリニックの細川院長であります。

次に特別会計につきまして、29ページをお願いいたします。

真昼荘勘定についてご説明いたします。

歳入であります、サービス収入で72万4,851円の収入未済があります。このうち、滞納繰越分の62万9,220円につきましては、対象者は1名であり、分納の対応をしておるところであります。現年度分の9万5,631円につきましては、困難事例として真昼荘から総務課に取り扱いを移管し、調査を進めた結果、正当債権者が所在不明であり、令和2年度におきまして徴収停止措置の扱いとしているところあります。

33ページをお願いいたします。

歳出であります、1款1項1目11節の需用費におきまして320万6,444円の不用額がありますが、これは、暖冬のため、燃料費及び光熱水費の支出が減となったものであります。

47ページをお願いいたします。

真木苑勘定についてご説明いたします。

歳入であります、サービス収入で137万7,207円の収入未済があります。対象者は1名であり、分納の対応をしております。

53ページをお願いいたします。

歳出であります、1款1項1目11節の需用費におきまして、真昼荘と同様に、暖冬による不用額が発生しております。

71ページをお願いいたします。

真森苑勘定についてご説明いたします。

歳入であります、真森苑では収入未済はございません。

81ページをお願いいたします。

3款1項1目13節、委託料におきまして、105万6,732円の不用額がありますが、これは、生活支援ハウスの給食業務委託に係る実績の減によるものであります。

以上、議案第16号につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認

賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（金谷道男君）
提案理由並びに内容の説明が終わりました。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
（なし）
- 議長（金谷道男君）
質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
- 議長（金谷道男君）
これより討論に入ります。討論ありませんか。
（なし）
- 議長（金谷道男君）
討論なしと認めます。議案第 16 号についてこれより採決をいたします。
お諮りいたします。議案第 16 号について、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
（異議なし）
- 議長（金谷道男君）
ご異議なしと認めます。よって、議案第 16 号、「令和元年度大仙美郷介護福祉組合歳入歳出決算の認定について」は、認定することに決定いたしました。

日程第 10 令和 2 年度大仙美郷介護福祉組合特別会計補正予算（第 2 号）

- 議長（金谷道男君）
日程第 10、議案第 17 号「令和 2 年度大仙美郷介護福祉組合特別会計補正予算（第 2 号）」を上程し、議題といたします。
- 議長（金谷道男君）
提案理由並びに内容の説明を求めます。
事務局長。
- 事務局長（藤澤健吾君）
はい、議長。
- 議長（金谷道男君）
事務局長。
- 事務局長（藤澤健吾君）
議案第 17 号、令和 2 年度大仙美郷介護福祉組合特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。
資料No.1 の 39 ページ、併せまして資料No.7 をお願いいたします。
今回の補正予算は、歳入の実績に伴う補正、人事異動や給与改定に伴う人件費の補正が主なものであり、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ 892 万 2 千円を追加し、補正後の予算総額を 10 億 7,543 万 8 千円とするものであります。
それでは、事項別明細書に基づきまして、歳入から順次ご説明申し上げます。
46 ページをお願いいたします。
1 款、サービス収入は、5 万 9 千円の増額補正であります。短期入所に係る利用料自己負担分の滞納繰越金が納付されたものであります。
6 款、繰越金は、886 万 3 千円の増額補正であります。議案第 16 号で認定いただいた決算に基づくものであります。
次に歳出についてご説明申し上げます。
48 ページをお願いいたします。
1 款、総務費は、15 万 3 千円の増額補正であります。これは、人事異動に伴うものであります。
50 ページをお願いいたします。

2款、民生費は、1万円の減額補正であります。これは、給与改定に伴うものであります。

52ページをお願いいたします。

3款、サービス事業費は、391万4千円の増額補正であります。内容といたしましては、産休代替職員の任用、人事異動、給与改定に伴う人件費の補正と財政調整基金への積立であります。

以上、議案第17号につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○ 議長（金谷道男君）

提案理由並びに内容の説明が終わりました。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
(なし)

○ 議長（金谷道男君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○ 議長（金谷道男君）

これより討論に入ります。討論ありませんか。
(なし)

○ 議長（金谷道男君）

討論なしと認めます。議案第17号についてこれより採決をいたします。
お諮りいたします。議案第17号について、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
(異議なし)

○ 議長（金谷道男君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第17号、「令和2年度大仙美郷介護福祉組合特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり決しました。

○ 議長（金谷道男君）

以上で、本日の日程は終了いたしました。

これをもちまして、令和2年第2回大仙美郷介護福祉組合議会定例会を閉じます。ご苦勞様でした。

(午後2時10分 宣告)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和 年 月 日

大仙美郷介護福祉組合議会議長

署名議員

署名議員